

改修内容及びバージョンアップの方法について

1 改修内容

- (1) Microsoft Windows 8 及び Windows Internet Explorer 10 で申請用総合ソフトを使用した際、従来提供している機能と互換性のない事象について解消する。
- (2) 商業・法人登記手続の「交付請求書(登記事項証明書)」及び「交付請求書(印鑑／登記事項証明書)」において、申請書作成・編集の際、一部事項請求を選択した場合に表示する、「請求事項区」の注意文言を修正する。
- (3) 申請用総合ソフトに付与されている電子署名について更新する。

2 バージョンアップの方法

- (1) 平成25年12月20日(金)午後11時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、自動的にバージョンチェックを行った後に「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。

「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されませんのでご注意ください。



※申請用総合ソフト(3.2A)へのバージョンアップでは、「処理状況表示」画面の「ヘルプ」メニューの「更新の確認」から申請用総合ソフトをバージョンアップすることができません。申請用総合ソフトを起動した際に、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックして、バージョンアップを行ってください。

- (2) 申請用総合ソフトのバージョンアップは、土曜日、日曜日、祝日を含め24時間いつでも可能です。

バージョン1.3B以前の申請用総合ソフトを御利用の場合は、申請用総合ソフトの再インストールが必要となりますのでご注意ください。

なお、このバージョンアップでは、申請書様式の更新をしないため、バージョンアップ前に作成した申請データは、そのまま利用することができます。